

21 直接国税犯則事件

(1) 起訴事件数及び有罪に係る人員、金額（17年度）

区 分	起 訴 事 件											区 分			
	前年からの繰越未決	本年の起訴	計	有罪に係る人員及び金額							懲役刑を科せられたものの人員		罰 金		
				有 罪	無 罪	公 訴 権 消 滅	未 決	人	人(社)	金 額					
申告所得税	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	内	3	-	申告所得税
		3	2	5	3	-	-	-	2	3	3	53,000			
法人税	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	内	-	-	法人税
		10	10	20	13	-	-	-	7	13	13	316,000			
その他	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	内	-	-	その他
		-	2	2	-	-	-	-	2	-	-	-			
合 計	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	内	3	-	合 計
		13	14	27	16	-	-	-	11	16	16	369,000			

調査期間：平成17年4月1日から平成18年3月31日までの間における事績を示した。

- (注) 1 外書は、控訴審において一審差戻しの判決があり増加した未決件数である。
 2 内書は、懲役刑に罰金刑が併科されたものである。
 3 「その他」は、相続税、源泉所得税及び消費税である。

(1)-2 起訴事件数及び有罪に係る人員、金額(17年)

区 分		起 訴 事 件										区 分			
		前年からの 繰越未決	本年の 起 訴	計	有罪に係る人員及び金額						懲役刑を科 せられたも の の 人 員			罰 金	
					有 罪	無 罪	公 訴 消 滅	未 決	人	金 額					
申告所得税	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	人	内	4	千円	申告所得税
	X	X	5	4	-	-	-	1	4	4	人(社)	4	60,500		
法人税	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	人	内	-	千円	法人税
	7	10	17	13	-	-	-	4	12	13	369,000				
その他	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	人	内	1	千円	その他
	X	X	3	X	-	-	-	X	X	X	15,000				
合 計	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	人	内	5	千円	合 計
	10	15	25	X	-	-	-	X	X	X	444,500				

調査期間：平成17年1月1日から平成17年12月31日までの間における事績を示した。
 (注) 1 外書は、控訴審において一審差戻しの判決があり増加した未決件数である。
 2 内書は、懲役刑に罰金刑が併科されたものである。
 3 「その他」は、相続税、源泉所得税及び消費税である。

(2) 犯則者違反行為別件数(17年度)

申告所得税			法人税			その他		
該当条項	件数		該当条項	件数		該当条項	件数	
第 238 条	外	-	第 159 条	外	-	ほ脱犯規定	外	-
		3			13			-
第 244 条	外	-	第 164 条	外	13	両罰規定	外	-
		-			-			-
合 計	外	-	合 計	外	13	合 計	外	-
		3			13			-

調査期間：平成17年4月1日から平成18年3月31日までの間における事績を示した。

- (注) 1 この表は、「(1)起訴事件数及び有罪に係る人員、金額(17年度)」の「有罪件数」欄の内訳を示したものである。
 2 外書は、ほ脱犯規定の適用のほかに、両罰規定も適用された件数である。
 3 「その他」は、相続税、源泉所得税及び消費税である。

(2)-2 犯則者違反行為別件数(17年)

申告所得税			法人税			その他		
該当条項	件数		該当条項	件数		該当条項	件数	
第 238 条	外	-	第 159 条	外	-	ほ脱犯規定	外	-
		4			13			X
第 244 条	外	-	第 164 条	外	13	両罰規定	外	X
		-			-			-
合 計	外	-	合 計	外	13	合 計	外	X
		4			13			X

調査期間：平成17年1月1日から平成17年12月31日までの間における事績を示した。

- (注) 1 この表は、「(1)-2 起訴事件数及び有罪に係る人員、金額(17年)」の「有罪件数」欄の内訳を示したものである。
 2 外書は、ほ脱犯規定の適用のほかに、両罰規定も適用された件数である。
 3 「その他」は、相続税、源泉所得税及び消費税である。

22 間接国税犯則事件

(1) 検挙及び処理状況

区分			酒 税							揮 発 油 税			地方道路税	石 油 ガ ス 税			区 分		
			免 許 者		非免許者	小計	犯則者が判明しないもの	計	ほ脱犯	秩序犯	計	ほ脱犯		秩序犯	計				
			酒 類 等 酒 類 製造者 販売業者	件												件			件
要件 処 理 数	前年度からの 繰越処理未 済	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	前年度からの 繰越処理未 済	要件 処 理 数
	検 挙	外	-	1	2	3	-	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	検 挙	
処 理 件 数	通 告 処 分	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	通 告 処 分	処 理 件 数
	告 発	収 税 官 吏	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	収 税 官 吏	
		そ の 他	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	そ の 他	
	不 問 処 分	外	-	1	2	3	-	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	不 問 処 分	
	通 知 処 分	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	通 知 処 分	
	不 告 発	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	不 告 発	
	処 分 前 公 訴 権 消 滅	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	処 分 前 公 訴 権 消 滅	
本 年 度 未 処 理 未 済 件 数	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	本 年 度 未 処 理 未 済 件 数		
犯 則 に 係 る 額	外	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	犯 則 に 係 る 額	
通 告 処 分 罰 科 金 相 当 額	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	通 告 処 分 罰 科 金 相 当 額	

調査対象等：平成17年4月1日から平成18年3月31日までの間における間接国税の犯則事件について示した。

(注) 1 件数は1事件、1通告又は1通知ごとに1件として掲げた。

2 外書は、共犯による犯則事件及び両罰規定を適用した犯則事件について、主たる者以外の者及び行為者を示す。

(1) 検挙及び処理状況 (続)

区 分			石 油 石 炭 税			た ば こ 税			た ば こ 特 別 税	取 引 所 税	印 紙 税	航 空 機 燃 料 税	電 源 開 発 促 進 税	合 計	区 分			
			ほ 脱 犯	秩 序 犯	計	ほ 脱 犯	秩 序 犯	計										
要件 処 理 数	前年度からの繰越 処 理 未 済	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	前年度からの繰越 処 理 未 済	要件 処 理 数		
		検 挙	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3 2			検 挙	
処 理 済 件 数	通 告 処 分	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	通 告 処 分	処 理 済 件 数		
		収 税 官 吏 告 発	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			-	収 税 官 吏 告 発
			そ の 他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			-	
	不 問 処 分	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3 1	不 問 処 分			
	通 知 処 分	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	通 知 処 分			
	不 告 発	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	不 告 発			
	処 分 前 公 訴 権 消 滅	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	処 分 前 公 訴 権 消 滅			
本 年 度 未 処 理 未 済 件 数	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	本 年 度 未 処 理 未 済 件 数				
犯 則 に 係 る 税 額	外	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	犯 則 に 係 る 税 額				
通 告 処 分 罰 科 金 相 当 額	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	200	通 告 処 分 罰 科 金 相 当 額				

調査対象等：平成17年4月1日から平成18年3月31日までの間における間接国税の犯則事件について示した。

(注) 1 件数は1事件、1通告又は1通知ごとに1件として掲げた。

2 外書は、共犯による犯則事件及び両罰規定を適用した犯則事件について、主たる者以外の者及び行為者を示す。

(2) 通告処分及び履行状況

区分	酒 税				揮 発 油 税		石 油 ガ ス 税			石 油 石 炭 税			た ば こ 税			合 計	区 分		
	免 許 者 酒類等 製造者	酒類販 売業者	非免許者	計	ほ脱犯	秩序犯	計	ほ脱犯	秩序犯	計	ほ脱犯	秩序犯	計	ほ脱犯	秩序犯			計	
要履行件数	前年度からの 繰越処理未済	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	前年度からの 繰越処理未済	要履行件数
	通告処分	外	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	通告処分	
	計	外	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	計	
履行等件数	通告不履行	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	通告不履行	履行等件数
	通告後 公訴権消滅	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	通告後 公訴権消滅	
	通告履行	外	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	通告履行	
	計	外	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	計	
本年度未 履行未済件数	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	本年度未 履行未済件数	
通告履行罰科 相当金額	外	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	通告履行罰科 相当金額	
			-	-	200	200	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	200		

調査期間：平成17年4月1日から平成18年3月31日

(注) 外書は、共犯による犯則事件及び両罰規定を適用した犯則事件について、主たる者以外の者及び行為者を示す。

(3) 酒税の違反行為別検挙の状況

区分	免 許 者												非免許者			計			左 の 計 の う ち 密輸入酒類に係るもの																	
	酒類製造者			酒母、もろみ製造者			酒類卸売業者			酒類小売業者			件数	犯則数量	税額	件数	犯則数量	税額	件数	犯則数量	税額	件数	犯則数量	税額												
	件数	犯則数量	税額	件数	犯則数量	税額	件数	犯則数量	税額	件数	犯則数量	税額																								
第 54 条	件		kg	千円	件		kg	千円	件		kg	千円	件		kg	千円	件		kg	千円	件		kg	千円	件		kg	千円	件		kg	千円	件		kg	千円
第 55 条	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
第 56 条 第 1 項 第 1 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	193,434	-	-	2	193,434	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
第 2 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
第 3 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
第 4 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
第 5 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
第 6 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
第 7 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
第 58 条	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
第 59 条	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
第 60 条	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
合 計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	193,434	-	-	2	193,434	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
犯則者が判明しないもの	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		

調査期間：平成17年4月1日から平成18年3月31日

(注) 「(1)検挙及び処理状況」について、違反行為別検挙の状況を示したものである。

(4) 酒税以外の違反行為別検挙の状況

揮発油税		地方道路税		石油ガス税		石油石炭税		たばこ税	
該当条項	件数	該当条項	件数	該当条項	件数	該当条項	件数	該当条項	件数
第27条第1項第1号	件 -	第15条第1項第1号	件 -	第28条第1項第1号	件 -	第24条第1項第1号	件 -	第28条第1項第1号	件 -
第27条第1項第2号	-	第15条第1項第2号	-	第28条第1項第2号	-	第24条第1項第2号	-	第28条第1項第2号	-
第28条第1号	-	第15条の2	-	第29条第1号	-	第25条第1号	-	第29条第1号	-
第28条第2号	-			第29条第2号	-	第25条第2号	-	第29条第2号	-
第28条第3号	-			第29条第3号	-	第26条第1号	-	第30条第1号	-
第29条第1号	-			第30条第1号	-	第26条第2号	-	第30条第2号	-
第29条第2号	-			第30条第2号	-	第26条第3号	-	第30条第3号	-
第29条第3号	-			第30条第3号	-	第26条第4号	-	第30条第4号	-
第29条第4号	-			第30条第4号	-				
合計	-	合計	-	合計	-	合計	-	合計	-

たばこ特別税		取引所税		印紙税		航空機燃料税		電源開発促進税	
該当条項	件数	該当条項	件数	該当条項	件数	該当条項	件数	該当条項	件数
第21条第1項第1号	件 -	第14条第1項	件 -	第22条第1項第1号	件 -	第20条第1項第1号	件 -	第13条第1項	件 -
第21条第1項第2号	-	第15条第1号	-	第22条第1項第2号	-	第20条第1項第2号	-	第14条第1号	-
第22条	-	第15条第2号	-	第23条	-	第21条第1号	-	第14条第2号	-
				第24条	-	第21条第2号	-	第14条第3号	-
				第25条第1号	-	第21条第3号	-		
				第25条第2号	-				
				第25条第3号	-				
				第25条第4号	-				
				第26条第1号	-				
				第26条第2号	-				
合計	-	合計	-	合計	-	合計	-	合計	-

調査期間：平成17年4月1日から平成18年3月31日

(注) 「(1)検挙及び処理状況」について、違反行為別検挙の状況を示したものである。